

3. 循環型社会形成推進交付金制度等

環境省では、平成 17 年度に「循環型社会形成推進交付金」を創設し、廃棄物の 3 R を総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市区町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しているところである。

(1) 交付金予算の状況

平成 27 年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出して支援を充実した。

一方、現状では、多くの一般廃棄物処理施設が更新時期を迎えていることもあり、市区町村等からの支援要望額が急激に増加していることから、当初予算だけでは要望額を満たすことができない状況にある。このような現状を鑑みると、ライフサイクルコスト分析、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化、広域化等による施設の集約化、PFI 等の民間活用の推進等によって、廃棄物処理システムのトータルコストの平準化や縮減を図ることの必要性がより一層高まっている。

環境省では、循環型社会形成推進交付金等について、全国で令和 3 年度補正予算（約 502 億円）を確保すると共に、令和 4 年度当初予算（約 525 億円）と併せて、合計約 1,027 億円を計上しているところである。

各自治体におかれては、基幹的設備改良事業による施設の長寿命化や広域化等による施設の集約化、PFI 等の民間活用の推進等により、できるだけ事業費の平準化やコスト縮減が図られるよう御協力を願いたい。

また、従前より、災害に強い廃棄物処理施設の整備を進めていただいているが、近年は気象災害が激甚化しており、台風や豪雨等により大きな被害もたらされている。今後、気候変動によりさらに災害リスクが高まると予測されていることから、「気候変動×防災」の観点で災害に強い施設の整備、そして地域循環共生圏に資するような地域のエネルギーセンターの整備、災害の際の避難拠点となる廃棄物処理施設の整備を進めていただきたい。

(2) 循環型社会形成推進交付金制度の状況

令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、循環型社会形成推進交付金等の交付要件に「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている、又は地域計画期間の末日から 1 年後までに当該措置を行うこと」を追加したところ。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行等を踏まえ、市区町村等においては、プラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を減らしていく努力を積極的に進めていただきたい。

さらに、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月

21 日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分に関わらず交付申請書及び実績報告書の一括提出を可能としたところ。

また、疑義・回答をまとめたQ&A集については、本年4月の交付要件の見直しを踏まえ、改訂を行った。各自治体におかれては、Q&A集なども参照の上、適切に事務を実施されたい。

① 施設の広域化・集約化

広域化・集約化については、平成31年3月に発出した「広域化・集約化通知」に基づき、各都道府県は計画を策定し、市区町村はごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと。

また、新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、広域化・集約化について検討した結果について循環型社会形成推進地域計画に記載し、提出すること。

② PFI等の民間活用

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、事業実施方式として、PPP/PFIの導入の検討を行い、VFMを算定する等、定量的評価及び定性的評価により事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うこと。また、PPP/PFIの導入の検討結果について、交付申請書等とともに提出すること。

③ 一般廃棄物会計基準の導入

令和3年度以降、新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたって、環境省が改訂した一般廃棄物会計基準に則して、一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧表を作成し、交付申請書等とともに提出すること。

④ 廃棄物処理の有料化

新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系一般廃棄物処理の有料化を検討すること。(粗大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接搬入の手数料等についてはこれに含まない。)なお、ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合は、この限りではない。

(3) 廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、令和3年度から、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設(ストックヤード等を含む)を整備する

場合に加え、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業については跡地利用要件を撤廃したところ。各都道府県におかれては、本見直しも踏まえ、廃焼却炉の円滑な解体が促進されるよう指導願いたい。

また、地方財政法の改正により、平成 26 年度より、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところ。廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

(4) 施設整備に係る契約業務等の適正執行

廃棄物処理施設の整備に当たっての工事完了を確認するための検査事務などは、地方自治法、地方公共団体の規則等により行われているものであるが、過去の会計実地検査において、性能発注方式による施設整備を行った場合は、引渡性能試験を確実に実施して要求性能に適合していることを確認すること、さらに、引渡性能試験を含めた竣工検査が完了していないことにより年度内の事業完了が見込めない場合については、必要な手続きを取ることとの指摘を受けている。工事完了を確認するための検査事務などについては、適正な手続きが行われるよう十分に注意願いたい。

また、都道府県が行う交付金・補助金の支出事務について、法令で定める支出期限（毎会計年度の翌年度 4 月末日）までに支出を完結することが必要であるので、くれぐれも遺漏の無いよう注意願いたい。

さらに、循環型社会形成推進交付金等については、①交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの（最終処分場を整備する事業において、構内道路等の整備等に要した費用を含めていた。見学者ホール等の建築に要した費用を含めていた。など）、②間接工事費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの（特殊製品費を適切に減額していない。取扱要領に定められている所定の率と異なる率を用いて算出していたなど。）③事務費に含めることとされている業務委託に係る委託料を工事費に含めていたため、交付金が過大に交付されていたもの、④鉄くずの売却収入を事業費から控除していなかったため、交付金が過大に交付されていたもの等について会計検査院から指摘を受け、循環型社会形成推進交付金等の返還が必要となるケースも数多く見受けられることから、今一度制度を十分に確認願いたい。

なお、令和 2 年度決算検査報告における指摘内容については、令和 3 年 11 月に環境省から周知を図ったところであるが、指摘内容について、改めて確認等することをお願いしたい。

(5) 施設の適正な維持管理・財産処分等

国庫補助金・交付金を受けて整備された一般廃棄物処理施設については、

過去の会計実地検査において、適正な維持管理等が行われていないために起きた設備の故障などを、財産処分の処分制限期間を経過していないままに放置する等の不適切な事態があるとの指摘を受けた。各事業主体においては、設備を常時使用するとともに、施設を適正に維持管理し、処分制限期間内の設備について修理不能等により使用不可になった場合は、財産処分の手続きを行うよう御指導願いたい。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環企発第 080515006 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、補助対象財産の処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足している場合に、経過年数（補助目的のために事業を実施した年数）が 10 年以上の施設については有償譲渡・有償貸付以外の財産処分を包括承認とするなど、財産処分承認手続等の弾力化を図っている。

また、平成 26 年 9 月の会計検査報告において、環境省の補助金等で整備された溶融固化施設のうち、適正な運営及び維持管理を行っておらず、長期にわたって使用していないものがあることから、今後の取扱方針を事業主体に対して示すことなど是正改善の処置を求められたことを踏まえ、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について」（平成 22 年 3 月 19 日付け環廃対発第 100319001 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を見直し、今後の継続的な使用の再開が見込まれるものを除いて適切に財産処分等の手続きを進めるべく、平成 27 年 4 月 28 日付けで「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化施設の財産処分）及び休止報告について」（環廃対発第 1504281 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を発出したところである。本通知に基づき、適切に財産処分等の手続きを進めるよう、周知及び御指導願いたい。

（６）談合等の不正行為に係る違約金等の取扱い

環境省所管補助事業等において談合等の不正行為により、受注業者等から補助事業者等に対し違約金及び損害賠償金等が納付された場合、当該納付金額のうち補助金等相当額分については、本来、談合等の不正行為がなければ補助金等の交付が必要なかったものであるため、当該過大交付分を減額精算した完了実績報告書を再度提出させ、補助金等適正化法第 15 条に基づき補助金等の額の確定を再度行うことにより、過大交付分を国庫へ返還させることとしているので、貴管内市区町村に対し周知徹底し、遺漏のないよう措置されたい。

なお、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部所管補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の返還手続き等について」（平成 22 年 2 月 19 日付け環廃企発第 100219001 号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、談合等の不正行為があった場合にはその旨を速やかに報告いただくこととしているほか、減額精算に伴う返還額の算出や訴訟費用等の取扱い等について定めている。

（７）廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約

ごみ処理施設、し尿処理施設などの市区町村等が事業主体となって入札・契約を行っている廃棄物処理施設分野では、過去に談合問題が注目され、コンサルタントとメーカーの不透明な関係や、プラントメーカーの見積をそのまま用いることによる見積価格の上昇などの疑いと、結果として予定価格に対する落札価格の比率（落札率）が高いことから、入札・契約において公正な競争が働いていないのではないかとといった指摘があった。

このため、環境省では、市区町村が廃棄物処理施設を入札・契約手続きを行う際の参考として「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成 18 年 7 月）を策定し、定型的業務を除くいわゆる知的業務については、価格のみによる選定方式から、価格と技術の両面で選定する総合評価方式等に改めることを推奨している。

また、発注の参考となるよう廃棄物処理施設の工事に係る標準発注仕様書や入札・契約データベース（熱回収施設・汚泥再生処理センター）を整備・提供しているところである。

公共工事は、物品の購入などとは異なり、施工者の技術力等により品質が大きく左右される。これは、上流部において実施される調査・設計業務についても同様であり、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質、ひいては施設の品質とコストに大きな影響を与えているところである。

この点を踏まえて国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月）をとりまとめ、土木コンサル・測量・地質調査業務等もこれを基本として各地方整備局で運用されている。

廃棄物処理事業に係る企画、調査、計画、設計等のコンサルタント業務についても、前述の手引きとともに参考にして頂き、入札方式を検討する際には、価格のみの競争によっていたこれまでの入札方式に代えて、価格の他に「施設の品質や施工方法等」を評価の対象に加え、技術力の部分も総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする「総合評価落札方式」についても積極的に検討願いたい。

また、公共工事における技能労働者の不足等に伴う労務単価等の高騰があることから、廃棄物処理施設整備事業を着実に実施するため、平成 26 年 5 月 8 日付けで「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」を発出した。

<参考資料>

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（８）汚泥再生処理センター設計時の注意点

汚泥再生処理センターについて、設計時のし尿及び浄化槽汚泥の性状に関する実態調査の不足等により、過大な設備が導入されている事例が見受けられるとして、平成 30 年度に会計検査院から指摘を受け、平成 31 年 2 月に事務連絡（汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について）を各都道府県宛に発出したところである。

汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切なものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状等について調査を行うこと等により、実態を適切に把握し、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう、貴管内市区町村に対し今一度周知及び指導願いたい。

４．地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について

平成 30 年には、環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画という廃棄物・資源循環政策に関する 3 つの計画が閣議決定された。環境基本計画においては、国連「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、目指すべき社会の姿として、農山漁村や都市といった各地域が地域資源を活かした自立・分散型の社会を形成しつつ、不足する部分を相互に補完し、支え合う、「地域循環共生圏」（ローカル SDGs）の創造を提示している。この背景には、気候変動や災害の頻発等の環境面の課題、地域経済の疲弊等の経済の課題、人口減少・少子高齢化等の社会面の課題について、環境施策を通じてこれらの課題を統合的に解決し、地域の活性化につなげていくという考え方がある。

これを受け、施設整備計画では、従来から取り組んでいる 3 R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加えて、重要な方向性として、「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」を掲げている。具体的には、廃棄物処理施設を地域社会インフラの核として捉え、地域のエネルギーセンターとして、廃棄物エネルギーを高効率に回収し、電気や熱を活用して地域産業の振興に役立てることや、災害時の防災拠点として活用すること、あるいは環境教育・環境学習の場として提供することによって、地域の課題解決や地域活性化に貢献する施設整備を目指している。

地方公共団体においても、地域の特性を踏まえ、廃棄物処理を通じた課題解決、新たな価値の創出に向けた取組をお願いしたい。

また、一般廃棄物処理業は住民の生活に必要な公共性の高い事業であり、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があることから、市町村がその処理責任を果たしていくことに加え、一般廃棄物処理業の担い手で

ある委託業者・許可業者においても、環境関連法令、労働関係法令の遵守はもとより、事業継続計画（BCP）の策定等の取組が求められる。これらの取組に加え、地域を支える事業者として、地域循環共生圏・ローカル SDGs の構築や脱炭素に向けて、エコアクション 2.1 の認証登録等の努力や地域社会貢献等による住民からの信頼向上を図ることが望ましい。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管下の廃棄物処理業者も含めた取り組みの推進をお願いしたい。

（１）廃棄物分野における気候変動対策の重要性

我が国では、2020 年 10 月に第 203 回臨時国会の菅義偉内閣総理大臣所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されたこと、2021 年 4 月に第 45 回地球温暖化対策推進本部において、菅義偉内閣総理大臣は、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。」と発言されたことなどを踏まえ、同年 6 月に第 3 回国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるとともに、同年 5 月には 2050 年カーボンニュートラルを法律で位置づける「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月には「地球温暖化対策計画」及び「第 6 次エネルギー基本計画」が閣議決定されたところである。

これまでも、環境省では、一般廃棄物処理分野における気候変動対策として、3R の推進による焼却量や最終処分量の抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進してきたところである。

これらの取組により、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は近年減少しており、2020 年度には、焼却等による非エネルギー起源 CO₂ が 31.1 百万 t-CO₂（2013 年度比で 17.8%の減少、前年度比で 0.7%の減少）、埋立等によるメタンが 4.5 百万 t-CO₂（2013 年度比で 24.1%の減少、前年度比で 3.4%の減少）、排水処理等による一酸化二窒素が 4.1 百万 t-CO₂（2013 年度比で 4.1%の減少、前年度比で 1.9%の減少）であった。なお、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約 3%を占めている。

さらに、2021 年 8 月には、中央環境審議会循環型社会部会において「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を公表した。試算により、廃棄物処理施設で CCUS（二酸化炭素回収・利用・貯留技術）を最大限実装できれば、廃棄物・資源循環分野の実質ゼロ、さらには実質マイナスを実現できる可能性があることが示唆されたが、同時に、これまでの計画等の延長線上の対策では、2050 年までの廃棄物・資源循環分野の脱炭素化のためには不十分であり、技術、制度面での対策のみなら

ず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組んでいく必要があることが明らかとなった。

今後、素材産業や製造業等の他分野の脱炭素化に向けた動きとの連携・調整を図りつつ、廃棄物処理における技術開発の進捗も踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出削減策に向けた検討の深化・精緻化を進めていく。

各地方公共団体においても、これらの動向を踏まえつつ、一般廃棄物分野における気候変動対策について、今後とも、一層推進をお願いしたい。

- ・ 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月閣議決定）では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値について、2017 年度までの 5 年間の平均見込みである 19%から、2022 年度までの 5 年間の平均で 21%とすることを目標としている。

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する交付率 1/2 とするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

各市区町村におかれては、本メニュー等を活用により、ごみ処理の広域化等を推進しつつ、高効率のエネルギー回収・供給が可能となる施設の更新、改造が図られるよう、積極的な取組をお願いする。

- ・ 食物くず、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要がある。廃棄物処理施設整備計画においても有機物の直接埋立を原則として行わないこととしているので、該当する市区町村においては循環型社会形成推進交付金を活用しつつ、所要の施設整備に努められるようお願いする。

- ・ 汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置（移動式を含む）については、浄化槽汚泥の運搬に伴う二酸化炭素の排出量削減や濃縮による搬入量の削減に伴い排水処理に要するエネルギー使用量の削減が見込まれる。このため、平成 21 年度から、汚泥濃縮装置を汚泥再生処理センターと一体的に整備し、浄化槽汚泥処理システムを構築する場合には、循環型社会形成推進交付金の支援対象と認められているので、施設の更新を予定している市区町村におかれては活用願いたい。

<参考資料>

廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)

https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-38b/mat01_1.pdf

(2) エネルギー対策特別会計を活用した対策

我が国の数値目標の達成に貢献するため、エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物・リサイクル分野における温室効果ガス排出削減対策について検討・実証するとともに、その成果の普及を行っている。また、循環型社会形成推進交付金等の活用による一般廃棄物処理施設の適切な更新や災害時の廃棄物処理システムの強靱化も合わせることで、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現に加え、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向けた施策を強力に推進している。

① 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

さらに、市町村等が率先して実施する先進的取組については支援を行い、その取組を全国的に周知し、水平展開を図ることが重要である。具体的には、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとしての役割を最大限発揮し、地域の脱炭素化につながる事業を確立するために、廃棄物処理施設から生じた熱や電力を周辺施設にて有効活用する取組や廃棄物処理施設等からの廃棄物発電電力を廃棄物の収集運搬車両に供給する取組などに対して支援を行う。また、民間団体を対象として廃棄物処理施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備への補助を行い、その成果については全国的に水平展開を図る。

我が国の地域循環共生圏の構築促進に関して、地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する市町村等の取組を支援し、事業の確立・高度化を後押しする。

・ 廃棄物処理施設新設・改良整備等事業に対しての補助

市町村等が行う一般廃棄物処理施設における高効率エネルギー回収を可能とする改良・更新費用の一部を補助することにより、地域のエネルギーセンターとしての役割を担えるよう支援する。

・ 廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設から供給される電力を需要施設で有効活用するため、発電エネルギーを供給及び有効活用する設備への補助を行う。

また、廃棄物処理施設において発電された電力を充電システム等へ供給し、EV収集車・船舶に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る。廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用するEV収集車・船舶の導入費用に対して一部を補助

する。

- ・ 廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備

廃棄物処理施設から生じた熱を供給する地域の需要施設は、廃棄物処理施設の立地に応じて、工業施設、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模な施設や複数の施設を組み合わせること等によって熱の有効活用を図り、地域を脱炭素化するとともに事業採算性が期待できる施設や、地域における富・雇用の創出効果、防災効果等を期待できる施設とする。廃棄物処理施設から生じた熱を地域の需要施設に供給するための設備への補助を行う。

- ・ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る実現可能性調査（FS 調査）

廃棄物処理施設から生じた熱や発電した電力を地域において有効活用するために、熱・電力利用の見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査に要する費用に対して定額補助する。

② 脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

廃棄物エネルギーを利活用した地域循環共生圏の構築が進まない技術的な課題を解決するため、レジリエンス強化にも資する熱利用の高度化、未利用バイオマス利活用や大規模メタン化施設等の実証事業や検証等を行うと共に、廃棄物エネルギー等を地域資源として活用した地域循環共生圏の構築が進まない課題を調査し、その課題の解決方策の検討や地域モデルとなり得るポテンシャルの調査・検討を行う。

また、廃棄物処理システム全体の脱炭素化・脱 CO2 対策を促進するため各種検討調査を行い、地域の特性に応じて最適な循環資源の活用方策の検討を行い、実証等で得られた知見と共にとりまとめてガイダンスを策定し、循環分野からの「気候変動×レジリエンス」や地域循環共生圏の構築を推進していく。

③ デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業

デジタル技術等を活用し、脱炭素と循環経済を同時に達成する資源循環システムの創生に向け、収集運搬と中間処理の効率化を実現し、更なる CO2 排出削減を図るため、ICT を活用したごみ収集車が自動運転により作業員を追尾する実証を行うとともに、収集運搬と中間処理を ICT の活用により連携させ、廃棄物エネルギーを効率的に回収するための実証を行う。

④ これまでの検討成果

エネルギー対策特別会計を活用した対策のこれまでの検討結果については、

環境省のホームページで公表しているので参考にされたい。

<参考資料>

令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業（地域の熱利用マッチングによる焼却施設からのエネルギー回収高度化実証）委託業務成果報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-09.pdf>

令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業（ごみ焼却施設の排熱を熱源とする化学蓄熱材を用いた熱輸送技術の実証事業）委託業務成果報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-10/index.html>

令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業（メタンガス化施設における消化液処理の効率化および消化液利用促進実証事業）委託業務成果報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-11.pdf>

令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業（バイオガスのハイブリッド精製と真庭市地域の生ごみ収集車両への利用実証）委託業務成果報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-12.pdf>

令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業（乾式メタン発酵施設を活用したごみ処理広域化におけるエネルギー自立型中継施設の実証）委託業務成果報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-13.pdf>

令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業（生ごみバイオガス化施設のオンサイト利用による脱炭素型農業を核とした里山・都市循環）委託業務成果報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-14.pdf>

令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業（地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用システムの実証）委託業務成果報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-15.pdf>

令和3年度廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO₂対策普及促進方策検討委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-17.pdf>

令和3年度デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r4-16.pdf>

令和2年度廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO₂対策普及促進方策検討調査及び実現可能性調査委託業務報告書

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r3-08/co2.html>

令和2年度中小廃棄物処理を通じた資源循環・エネルギー回収促進方策モデル調査検討委託業務報告書

http://www.env.go.jp/recycle/report/r3-07/post_11.html

令和 2 年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価
・検証事業報告書（炭化燃料化技術を活用した中小廃棄物処理におけるエネルギー回収評価事業）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r3-12.pdf>

令和 2 年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価
・検証事業報告書（低温脱硝システムによるエネルギー使用量の削減）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r3-11.pdf>

平成 31 年度中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価
・検証事業（CO₂ 分離膜を適用した次世代低炭素型高効率バイオガス発電システム及びコンバインドシステム）

<http://www.env.go.jp/recycle/report/r3-10%20-%20%E3%82%B3%E3%83%94%E3%83%BC.pdf>

廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

廃棄物最終処分場への太陽光発電導入事例集

廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

（３）廃棄物系バイオマスの利活用

① 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）では、バイオマス活用の基本理念が定められるとともに、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月閣議決定）では、バイオマスの種類毎の利用率目標を含む 2020 年度における数値目標等が定められたところであるが、策定後 5 年経過したことを踏まえ内容を見直し、新たな「バイオマス活用推進基本計画」が平成 28 年 9 月 16 日に閣議決定された。（例えば、2025 年度における紙の利用率：85%、食品廃棄物の利用率：40%等）。

バイオマス活用推進基本計画に定められた利用率の目標達成のため、環境省では、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用パターン等を「廃棄物系バイオマス活用ロードマップ」として、平成 25 年 6 月に取りまとめた。また、廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツを整備するとともに、平成 29 年 3 月に廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」及び地域特性を活かしてメタンガス化を行う際にメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」を取りまとめている。

自治体におかれては、マニュアル等を活用いただき、廃棄物系バイオマスの利活用の取組みについて、一層の推進・協力をお願いする。

＜参考資料＞

廃棄物系バイオマス活用ロードマップ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/roadmap.html>

廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/index.html>

廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル

メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

② 循環型社会形成推進交付金による廃棄物系バイオマス利活用の支援

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度から、災害廃棄物処理体制の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を 1/2 とする新たなメニューを創設し、メタンガス化施設もその対象としたところである。

各市区町村におかれては、①の成果等も踏まえ、メタンガス化施設の導入等による廃棄物系バイオマスの利活用の取組について、積極的にご検討いただきたい。

（４）地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、事業者が事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用する努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出抑制等指針）が策定されており、平成 24 年 2 月に廃棄物処理部門における指針が追加された。

上記の趣旨を踏まえ、廃棄物処理分野における温室効果ガスの排出削減に向け、更なる取組をお願いする。取組に当たっては、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成 24 年 3 月）を参照されたい。

＜参考資料＞

排出抑制等指針について

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/pdf/manual201203.pdf>

（５）再生可能エネルギーの固定価格買取制度

令和 4 年 1 月 1 日より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法となった。市場連動型の導入支援として、再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定

価格で買い取る制度（FIT制度）に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）が創設されている。

一般廃棄物による廃棄物発電を行う場合、2022年度においては、下記の通りとなる。

- ・FIT制度の新規認定を認める対象は、10,000kW未満かつ地域活用要件を満たすものに限定されている。
- ・10,000kW以上の施設については、FIP制度の対象である。

※なお、50kW以上10,000kW未満の設備については地域活用要件を満たしたFITだけでなく、FIPを選択することも可能である。

<参考資料>

2022年度以降の買取価格等（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220325006/20220325006.html>

（６）地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。

これら気候変動に対応するためには、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起きつつある、あるいは将来起こり得る気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」を車の両輪として共に進めていくことが必要とされている。

こうした状況の中、平成30年には「気候変動適応法」が成立、施行され、本法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「気候変動適応計画」が策定された。本計画内において、廃棄物処理施設における適応策は、「平時からの備えとして、地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点から、市町村等による水害等の自然災害にも強い廃棄物処理施設の整備や地域における地方公共団体及び関係機関間の連携・支援体制の構築を推進する」とされている中、環境省では、令和元年12月に、市町村等の廃棄物部局が廃棄物・リサイクル分野の気候変動の影響を把握し、適応策を検討する際の参考とすることを目的とした、「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策が検討・実施されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

<参考資料>

地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドラインの公表及び説明会の開催について

<http://www.env.go.jp/press/107535.html>

（７）多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイドンス

一般廃棄物処理は地域の生活環境保全及び公衆衛生向上の観点から必要不可欠な業務である。また、廃棄物処理施設については、地域の廃棄物処理や資源循環を担う根幹となるインフラであるものの、一般的には迷惑施設として認識されており、地域住民の理解と協力を得るため、これまでも市区町村等を中心として、地域の創意工夫による努力が行われているところである。

平成30年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、廃棄物処理施設の特長をいかし、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用の中心的施設としての強化、環境教育・環境学習の場の提供など、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設を整備していくことが重要であるとしている。

環境省では、令和2年度にこのような取組を進めるために必要となるガイドンスと事例集を策定し、資料は環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

<参考資料>

地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備の促進

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tamentekikati/post_93.html

（８）バイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン

現在、化石資源をはじめとする枯渇性資源の使用削減、温室効果ガスの排出抑制の観点から、化石資源由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が求められている。「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）において、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げており、重点戦略として、可燃ごみ指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの使用等を掲げている。そのための取組のうち、廃棄物処理の効率向上の観点等から地方公共団体での導入を技術的に支援し、地方公共団体でのごみ袋等へのバイオプラスチックの導入促進を目指し、令和4年3月に「地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、バイオプラスチック等製ごみ袋導入が検討されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進

(1) 環境研究総合推進費について

環境研究総合推進費（資源循環領域）により、循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。

令和4年度新規課題公募では「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による脱炭素社会の実現に向けたシナリオ分析の高度化」、「地域の有機性廃棄物を活用した脱炭素化に資する自立分散型エネルギーシステム構築」、「地域特性に合わせた廃棄物分別・回収システム構築及びモデル化」、「感染症対策を踏まえた地域における持続可能な資源循環・廃棄物処理システム構築に関する研究」等を優先テーマに設定し、政策上のニーズをより反映させた研究を推進している。

令和5年度の新規課題の公募については、令和4年9月頃を予定しているので、地域の大学、企業等の研究機関などに対し、本制度の周知をお願いしたい。

<参考資料>

環境研究総合推進費 公募情報

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/>

6. その他

(1) 漂流ごみ等の円滑な処理

海岸漂着物対策については、従前より、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 13 条に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針の策定に併せて「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（環廃対発第 100330002 号、平成 22 年 3 月 30 日）を通知している。

平成 30 年 6 月には、第 196 回国会において、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が、可決、成立され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。法改正を踏まえ令和元年 5 月 31 日にその変更が閣議決定された新たな基本方針では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。

また、同日には、「プラスチック資源循環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議において、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。

こうした状況を踏まえ、環境省及び水産庁は、「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」（令和元年 6 月 4 日付け環循適発第 1906041 号・環水大水発第 1906041 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正課長・水・大気環境局水環境課海洋環境室長通知）及び「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年 6 月 4 日付け元水推第 160 号水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）において、都道府県及び市町村、漁業関係団体等に対し、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を

共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である旨を通知した。

これら改正法・基本方針、アクションプラン、戦略及び通知に基づき、地方公共団体においては、引き続き、不法投棄・ポイ捨ての防止等の海岸漂着物の発生抑制や適正処理の推進を行うとともに、都道府県においては、貴管内市町村等とともに漁業者等との連携による漂流ごみ等の回収・処理体制の構築に向けた取組への積極的な御協力をお願いする。

<参考資料>

海岸漂着物処理推進法及び基本方針、廃棄物の処理について

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/law.html

(2) 大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

環境省では、オリンピック・パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみ分別が徹底されるよう、地方公共団体や民間事業者等のイベント等開催者を対象とし、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定し、平成 29 年 10 月に公表した。

このガイダンスは、既存のイベント会場や空港等における分別区分の現状や過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会での事例をもとに、イベント会場等におけるごみ分別区分の設定の考え方、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたものである。各種イベント等を開催する際に活用されたい。

<参考資料>

大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html>

(3) 廃棄物関連の自治体からの疑義照会窓口の整理について

令和 2 年 8 月 24 日より、環境省本省及び各地方環境事務所並びに管轄都道府県等との連携強化（災害対応、PCB 廃棄物処理、木くず・プラ等・搬入規制等の実態把握など）と、地方環境事務所における知見強化、本省と地方環境事務所の役割整理を通じた業務効率化の 3 点を目的に、疑義照会窓口を原則として地方環境事務所に一元化させていただいているところだが、令和 3 年 3 月 5 日には本疑義照会に係るフォーマット等運用の細部を改める事務連絡を発出しているため留意されたい。

なお、法令の解釈等に係る案件以外の問い合わせについては、引き続き直接廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課にお送りいただいて差し支えない。

（４）新型コロナウイルス対応について

廃棄物処理は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況下でも、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められるところ、廃棄物処理を適正かつ安定的に継続するためには、その備えの段階から関係主体が連携協力することが重要である。

一般廃棄物の処理に関しては、これまでも都道府県に対して、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和２年３月４日付け環循適発第 2003044 号、環循規発第 2003043 号、環境省環境再生・資源循環局長通知）や、「一般廃棄物処理の業務継続のための新型コロナウイルスワクチンに係る積極的な対応 について（事務連絡）」（令和３年６月 16 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）を始めとする通知等を発出し、市町村における一般廃棄物処理事業継続計画策定の周知及び国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者としてのワクチンの優先的な接種等を依頼している。

直近では、「新型コロナウイルス感染急拡大に伴う一般廃棄物処理従事者及び事業継続への対応等について（事務連絡）」（令和４年１月 31 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）において、改めて廃棄物処理事業継続計画策定の重要性及び一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスター等が発生した場合の情報提供について周知しており、「一般廃棄物の適正な処理及び業務継続のための新型コロナワクチン３回目接種に係る積極的な対応について（事務連絡）」（令和４年２月 16 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）においては、新型コロナワクチン３回目接種希望者が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう積極的な対応を依頼している。

各都道府県においては、貴管内市区町村に対し、事業継続計画策定の重要性等、上記事務連絡の内容を周知いただき、いかなる状況にも耐えうる廃棄物処理体制の構築に御協力いただきたい。

<参考資料>

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

ついては、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

ついで、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらういわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図られたい。

(別添略)